

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月、同年2月、同年11月及び5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年2月まで
② 平成4年11月
③ 平成5年11月

申立期間に係る国民年金の加入手続は私が行い、国民年金保険料は母親が納付してくれていた。保険料納付の事実を確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は11か月、申立期間②及び③はそれぞれ1か月といずれも短期間である上、申立人は国民年金加入期間において、申立期間①、②及び③を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は平成6年2月頃に行われ、この加入手続の際に、3年4月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、4年1月及び同年2月の保険料並びに申立期間②の保険料については過年度納付することが可能であり、申立期間③の保険料については、現年度納付又は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料の納付を行ったとする母親は、郵便局で納付書により毎月納付したと説明しているところ、オンライン記録によれば、平成4年3月から同年10月までの期間（申立期間①の直後であり、申立期間②の直前である期間）、同年12月から5年10月までの期間（申立期間②の直後であり、申立期間③の直前である期間）及び同年12月から6年3月ま

での期間（申立期間③の直後である期間）の保険料は、おおむね毎月過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間①については、オンライン記録によれば、前述のとおり、直後の平成4年3月から同年10月までの保険料が全て過年度納付されていることが確認できることから、加入手続時点で過年度納付することが可能であった申立期間①のうち、同年1月及び同年2月の保険料についても、母親が過年度納付したと考えても不自然ではない。

このほか、申立期間②及び③については、前述のとおり、直前直後の期間の保険料がおおむね毎月過年度納付されており、申立期間②及び③の各1か月のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、平成3年4月から同年12月までの期間については、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる時点（6年2月頃）において、既に時効が成立していたため、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間①のうち、平成3年4月から同年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月、同年2月、同年11月及び5年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

私は、母親と一緒に国民年金に加入し、保険料は家族の分を一緒にまとめて母親が納付してくれていた。母親は亡くなってしまい当時のことを聞くことはできないが、母親の保険料は全て納付済みとされているのに私の保険料が未納とされているのはおかしいので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、40年間と長期にわたる国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、その夫についても国民年金に加入した昭和40年1月から60歳に到達する前月の平成12年*月までの長期にわたり保険料の未納は無い上、当時、これら夫婦の保険料を納付していたとする母親も国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親は年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったものとみられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年4月頃に母親と連番で払い出されていることから、この頃に申立人及びその母親の国民年金の加入手続が一緒に行われたものとみられ、併せて申立期間の被保険者資格を取得したものと考えられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、40年1月から41年3月までの保険料は、遡って過年度納付することが可能であり、38年6月から39年12月までの保険料は、その後3回にわたり実施された特例納付制度を利用することにより納付することが可能であった。

さらに、上記国民年金手帳によると、申立期間直後の昭和41年4月から42年3月までの保険料は、同年4月28日付けで遡って納付されていることが確

認でき、母親は、この時点において申立人に係る保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえる上、当該期間の保険料は現年度納付期間ではあるが、このうち、41年4月から同年12月までの保険料は法定納付期限が既に到来しているという点については申立期間と同様であり、遡って保険料を納付すべき期間であることを考え合わせると、納付意識の高かった母親が、未納の解消のために過年度納付することが可能であった申立期間のうち、40年1月から41年3月までの保険料を遡って納付していたとしても不自然ではない。

加えて、母親は、申立期間のうち、昭和38年6月から39年12月までの保険料は納付済みとされているところ、当該期間については、上記の加入手続時点において保険料納付の時効（2年）が完成しており、通常の納付方法（現年度又は過年度納付）では納付することができなかつたため、後に実施された特例納付制度を利用して時効完成後の保険料を納付していたものと考えられる。母親については、当該期間の保険料を納付しなくとも老齢給付等の受給資格期間を満たしているものの、当該期間の保険料を納付することにより、受給額の増額に努めていたことがうかがえる。これらのことを勘案すると、母親と一緒に国民年金に加入していた申立人の保険料についても、納付意識の高かった母親が自身の保険料の納付と併せて特例納付制度を利用して納付していたとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は88万9,000円、申立期間②は63万4,000円、申立期間③は85万6,000円、申立期間④は83万6,000円、申立期間⑤は90万1,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑤までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年12月13日
⑤ 平成19年12月18日

A病院の記録を確認したところ、申立期間①から⑤までに係る賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から保険料を控除されていたので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書、源泉徴収票及び預金通帳（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、65万円から90万1,000円までの標準賞与額に見合う賞与を支給され、63万4,000円から90万1,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与関連資料において確認又は推認できる保険料控除額から申立期間①は88万9,000円、申立期間②は63万4,000円、申立期間③は85万6,000円、申立期間④は83万6,000円、申立期間⑤は90万1,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料は残っていないが、届出はしていた。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成11年10月から15年3月までは28万円、同年4月から同年7月までは30万円、同年8月から18年8月までは32万円、同年9月から21年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年1月までについて、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の19万円とされているが、申立人は、当該期間について、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から22年1月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年1月から同年6月までの期間、同年10月から18年2月までの期間、同年4月から20年5月までの期間及び同年8月から21年8月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、

申立人は、30万円又は32万円の標準報酬月額に見合う報酬額を支給され、28万円から36万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、i) 給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成14年1月から同年6月までの期間及び同年10月から15年3月までの期間を28万円、17年2月から18年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間を32万円、同年9月から20年5月までの期間及び同年8月から21年8月までの期間を30万円とし、ii) 給料支払明細書において確認できる報酬月額（支給額合計）から、15年4月から同年7月までの期間を30万円、同年8月から17年1月までの期間を32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成11年10月から13年12月までの期間、14年7月から同年9月までの期間、18年3月、20年6月及び同年7月については、申立人は、給料支払明細書を所持していないものの、申立人から提出された前後の期間に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び10年分から12年分までの給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から判断して、申立人は、11年10月から13年12月までの期間及び14年7月から同年9月までの期間は28万円、18年3月は32万円、20年6月及び同年7月は30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「給料支払明細書等」という。）において確認あるいは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、A社の事業主は、「現在記録されている標準報酬月額に対応する保険料しか納付していない。」と回答していることから、事業主は、給料支払明細書等において確認あるいは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年9月から22年1月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、19

万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年3月7日に、19万円から32万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）とされている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、32万円の標準報酬月額に見合う報酬額を支給され、28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 8 月 21 日から B 社及び A 社に勤務地は変わることなく引き続き勤務していたのに、空きがあるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、B社及び同社から独立した関連会社のA社に継続して勤務し(昭和62年6月3日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、昭和62年7月1日に適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、法人登記簿謄本によると、同社は同年6月3日に会社を設立していることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人を含む転入者(二人)は、いずれも同年6月3日に雇用保険被保険者資格をB社からA社で取得していることが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の昭和62年7月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社の事業主は既に死亡しており、当時の資料も無く、不明であるが、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年2月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年12月1日まで

私は、高等小学校を卒業後、すぐA社B支店内にあったC病院で見習看護婦として同病院内の看護婦養成所で受講しながら勤務していた。当該看護婦養成所を卒業後は終戦後に同病院が閉院されるまで勤務した。

申立期間当時の日記、資料等は戦火で焼失し、何も残ってはいないが、C病院に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「高等小学校を卒業した直後にA社B支店内にあったC病院で見習看護婦として同病院内の看護婦養成所で受講しながら勤務し、当該看護婦養成所卒業後は同病院が終戦後に閉院されるまで勤務した。」と主張しているが、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人が申立期間以降に勤務したD事業所から提出された申立人のC病院付属看護婦養成所卒業証書の写しから、申立人が昭和20年3月30日に当該養成所を卒業したことが確認でき、申立期間にA社B支店で厚生年金保険の被保険者記録のある同僚がC病院は同年10月に閉院したとする証言とD事業所から提出された申立人の履歴書及び人事記録の写しに記載のあるC病院の退職月（同年10月）が一致していることから、申立人が同年10月まで同病院に看護婦として勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、C病院付属看護婦養成所の*期生であるが、就学期間が戦時中の特例措置により1年短縮され卒業は1学年上の*期生と同じ年度であり、C病院の職員名簿（昭和42年5月3日）及びオンライン記録により確認できる複数の*期生は、20年2月からA社B支店の厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人についても同年2月から同社の厚生年金保険被保険者資格を取得したものと推認される。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する当該名簿は、昭和21年当時に在職していた職員を対象に復元されたものであることが確認できることから、当該名簿の復元当時、既に退職していた職員を当該名簿に復元させることは困難な状況にあったものと推察されるが、申立人と同期生の同僚3人は、C病院の職員名簿に氏名が記載されているにもかかわらず、A社B支店の当該名簿には3人の氏名が確認できないことから、社会保険事務所（当時）の同社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年2月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年2月1日までの期間については、申立人と同じ年度に卒業した複数の*期生は、養成所卒業前にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年2月であり、それ以前の厚生年金保険の記録が確認できない。

また、申立期間のうち、昭和20年11月1日から同年12月1日までの期間については、D事業所から提出された申立人の履歴書及び人事記録によると、C病院を同年10月に退職し、同年11月から他の病院に勤務した記載が確認できる。

さらに、A社B支店も昭和34年の風水害により多くの資料が消失していることから、申立人の当該期間に係るC病院の勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年5月まで

私は、学生の頃から国民年金に加入して母親に保険料を納付してもらっていた。申立期間は、A市に住んでいた頃で、会社を辞めて次の会社で働くまでの5か月間である。この期間も保険料納付の請求があれば母親が必ず保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親は、申立期間当時にA市役所に行った覚えはあるとしているが、具体的な加入手続及び保険料納付の金額についての記憶は明確ではなく、これら申立期間当時の保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、オンライン記録において、現在、申立期間は国民年金の加入期間とされているものの、申立人が申立期間後に転居したB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失欄には「10.10.26」との押印が確認でき、同市においては申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の処理が平成10年10月26日に初めて行われたことがうかがえる。申立期間当時の居住地であったA市の国民年金被保険者名簿は見当たらないため詳細は不明であるものの、B市の国民年金被保険者名簿の処理の形跡を考慮すると、A市においては申立期間に係る加入手続は行われておらず、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、上記のとおり、申立期間当時、国民年金に未加入であったとみられる申立人に対して納付書が発行されていたとは考え難いほか、B市での申立期間に係る処理が行われた時期においては、申立期間の保険料は既に時効が完成

(2年) しており納付することはできなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年9月まで

結婚して半年ほどたった昭和53年9月頃、夫婦でA市役所を訪れ国民年金の加入手続を行ったところ、窓口の男性職員から「今なら特例納付で6年間遡って加入し、保険料を納付することができる。」と言われた。父親や職場の人にも相談した上で、後日、再び同市役所を訪れ、私の20歳からの国民年金保険料として遡って20万円前後の金額を納付した。このお金は、支給されると思っていたいなかったボーナスが支給されたために工面できたものである。遡ってきちんと納付しているはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は55年1月頃に妻と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、申立人の国民年金の加入手続は同年1月頃に行われたものと推認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って納付したとする53年9月頃は、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記の申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和55年1月頃は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であり、この加入手続において申立人は強制加入被保険者資格を20歳に到達した47年*月まで遡って取得していることから、当該特例納付制度を利用するこ

とにより申立期間の保険料を納付することは可能であった（現在、申立期間のうち、同年1月から同年10月までは厚生年金保険被保険者期間とされているが、これは平成20年11月4日に統合されたものであることから、当時申立期間は全て国民年金被保険者期間であった。）。しかし、i) 申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳によると、夫婦共に申立期間直後である昭和52年10月から54年3月までの保険料が、加入手続が行われたとみられる55年1月に過年度保険料として遡って納付されていることが確認でき、当該期間の過年度保険料額（4万5,960円）と加入手続が行われた年度である昭和54年度の現年度保険料額（3万9,600円）の夫婦の合計額は17万1,120円であることから、申立人が納付したとする金額（20万円前後）におおむね一致していること、ii) 仮に特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は27万6,000円となり、前述の過年度保険料及び現年度保険料との合計額は44万7,120円となることから、申立人が納付したとする金額とは著しく相違すること、iii) 申立人は、申立期間の保険料納付について、まとめて遡って納付したのは1回だけであるとしていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする記憶は、52年10月から55年3月までの保険料を一括納付した記憶である可能性も考えられる。

さらに、A市役所では、特例納付に係る国民年金保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立期間の保険料を同市役所で納付したとする申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで

私の国民年金については、父親から「保険料を払っておいた。」と何度も聞いていた。父親は既に亡くなっており、細かいことまでは聞いていないが、真面目な性格の父親が申立期間の保険料を納付してくれたのは間違いない。年金手帳など保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録などによると、申立人に対してこれまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた記録も見当たらないことから、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、父親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、何度も転職しているが、無職の間の年金については、空白ができないように、その都度A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料はいつ、いくら納付したか古い話なので記憶に無いが、区役所か社会保険事務所(当時)の窓口で納付書に現金を添えて納付したのは間違いない。領収書を受け取ったか記憶に無いが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続については記憶が明確でなく、保険料の納付については、区役所又は社会保険事務所の窓口で現金を添えて納付したとするのみで、納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月頃にA市B区で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、国民年金被保険者資格の取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月30日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 平成元年4月30日」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者資格を取得しておらず、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、オンライン記録と同様、平成元年4月以降の国民年金加入期間の納付記録はあるものの、申立期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 2 月まで
③ 昭和 48 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 50 年 10 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで
⑧ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで
⑨ 昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月まで
⑩ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①から⑦まで及び⑩については、毎年 10 月に定期昇給があったにもかかわらず、標準報酬月額の改定は、翌年 1 月又は 3 月にされているので、適正な記録に訂正してほしい。

申立期間⑧及び⑨については、当該期間において基本給の減額は無かったにもかかわらず、標準報酬月額が低下しているので、適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までについて、A 事業所は、「当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額については分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、申立期間当時、A 事業所で社会保険事務を担当していた複数の同僚は、

「社会保険事務所（当時）から請求された保険料と、従業員から控除した保険料は、毎月チェックしていた。端数処理の関係で数円違うことはあったが、金額は合っていた。」あるいは、「社会保険事務所から請求された保険料と、従業員から控除した保険料は、毎月チェックをし、金額に差が出た時は必ず原因を追求して、保険料控除額に誤りがあれば、次の月で調整していた。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

加えて、A事業所が加入するB厚生年金基金（以下「基金」という。）から提出された異動記録情報照会リストによると、申立人の基金における報酬標準給与月額は、基金が設立された昭和59年4月1日以降の期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①から⑩までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑩までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から平成 17 年 11 月まで
② 平成 17 年 6 月 17 日
③ 平成 17 年 12 月 13 日

申立期間①について、A社に勤務していたが、給与が減額されたことが無いのに、標準報酬月額が複数回減額されていることに納得できない。平成4年4月については給与支給明細書を保管しているが、同明細書の厚生年金保険料控除額は3万6,250円と記載されており、当該月の標準報酬月額に基づく保険料2万8,250円より高額な保険料が控除されていることが確認できる。このほかの期間についても、厚生年金保険の記録が間違っていると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、前年と同程度の額が賞与として支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年4月について、申立人は、「給与支給明細書によると、当該月の厚生年金保険料控除額は3万6,250円と記載されており、これは、日本年金機構から送られてきた『厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況』に記載された保険料納付額2万8,250円を上回っているため、記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A社及び同社が加入していたB厚生年金基金は、「平成4年4月の給与支給明細書に記載されている3万6,250円は、厚生年金保険

料2万8,250円と厚生年金基金掛金8,000円の合算額であり、オンライン記録の標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料と厚生年金基金掛金の合算額に一致している。」旨回答している。

申立期間①について、申立人は、「申立期間①については、A社（同社C支社及び同社本社）に勤務していた。この間給与が減額されたことが無いにもかかわらず、標準報酬月額が複数回減額されていることに納得できない。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和55年10月、58年10月、59年10月、60年10月、61年8月（A社C支社から同社本社に異動）、63年10月、平成2年10月、4年10月、5年10月、7年10月、9年10月、及び11年10月（昭和61年8月を除いては、定時決定）において、直前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額の記録が12回確認できる。

しかしながら、上記12回のうち11回は、当該年の10月に決定（定時決定）されていることが確認できるところ、当該決定は、当時は、算定対象月が各年の5・6・7月であり、これら算定の基礎となる月に被保険者が労働の対価として受けた実際の報酬を届け出ることになっており、報酬には残業代等も含まれることから、基本給等の固定給が減少せず、残業代等が減少した場合、直前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額が決定されることがある。

具体的に、申立人についてみると、上記11回のうち7回については、下がる前の標準報酬月額は、当該年の直近の7月に随時改定により決定されていることが確認できるところ、この随時改定は、直近の4・5・6月を算定対象月としており、上記定時決定時の際の算定対象月と異なることから、異なる月における残業代等が減少した場合には、定時決定において、下がった標準報酬月額が決定されることとなる。

申立人から提出された普通預金通帳（昭和61年8月から平成14年12月まで）によると、給与支給額（内訳）及び控除額（内訳）は確認できないものの、標準報酬月額が下がった定時決定の際の算定基礎となった3か月の振込額（合計）は、下がる前の標準報酬月額を決定した際の算定基礎となった3か月の振込額（合計）を下回っていることが確認できることから、A社では、支給された給与額に基づき通常どおり定時決定を行っていたことがうかがえるところ、同社の複数の同僚は、「当時、申立人は営業担当であり、残業が多い時期と少ない時期があったと思う。」旨証言している。

申立期間①のうち、昭和61年8月についても標準報酬月額が下がっているが、これは、申立人がA社C支社から同社本社に異動したことから、同社本社において、改めて被保険者資格を取得し、標準報酬月額が決定されたことに伴うものであり、被保険者資格の取得時に決定される標準報酬月額は、資格を取得した月以後の給与額（残業代等を含む。）を見込んで標準

報酬月額を届け出ることとなるため、異動前の標準報酬月額に比べ下がった標準報酬月額が決定されることがあり得る。

また、オンライン記録によると、申立人の異動前後に、A社の他の支社から同社本社に異動したことが確認できる複数の同僚についても、異動前の標準報酬月額に比べ下がった標準報酬月額の記録が確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況はうかがえない。

申立期間①のうち、平成元年7月から同年11月まで、2年7月から同年9月まで、5年7月から同年9月まで、6年7月から同年10月まで、7年7月から同年9月まで、8年7月から9年9月まで、10年7月から11年9月まで、及び14年8月から17年11月までの期間については、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は、当時の上限（最高等級）の標準報酬月額で記録されていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

申立期間①のうち、平成15年1月から17年11月までの期間について、申立人及びA社から提出された賃金台帳により、給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間①のうち、昭和63年4月から平成17年11月までの期間について、B厚生年金基金は、「A社が当基金に加入したのは昭和63年4月1日であるが、同年4月から平成17年11月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。なお、届出用紙は、複写式であり、社会保険事務所（当時）に対しても、同様な届出がなされているはずだ。」と回答している。

申立期間①のうち、昭和49年4月から61年7月までの期間について、賃金台帳、給与支給明細書、預金通帳等の資料は無いが、A社は、「基本給は毎年上がっても、各種手当が変動することにより、給与額が変動し、標準報酬月額が変動することはある。」と回答している。

また、A社の複数の同僚の標準報酬月額について、経験年数等は同一ではないが、申立人の標準報酬月額の推移と比べても特段の差異は認められない上、複数の同僚は、「勤務地により異なる手当があった。」、「残業が多い時期と少ない時期があった。」旨証言している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社は、「人事給与制度の改正により、平成17年か

らは、管理職にある者に対する賞与支給が、それまでの年2回（6月及び12月）から年1回（12月のみ）になった。申立人は、当時管理職であったため、同年6月については賞与を支給していない。」と回答している。

また、申立人から提出された当該期間の「取引推移一覧表」（金融機関への振込額が確認できる資料）によると、その前後の平成17年5月及び同年6月の給与振込額は確認できるものの、申立人の主張する当該期間の賞与が振り込まれたことは確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する賞与が事業主により支給されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、A社は、「申立人には平成17年12月の賞与を支給したが、支給する時点で、申立人が当該月の途中で退職することが分かっていたので、当該賞与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社から提出された賞与明細書によると、「厚生年金」欄は空欄となっており、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7362(事案 1705 及び 7037 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月頃から 34 年 4 月 25 日まで
② 昭和 35 年 12 月 31 日から 36 年 5 月頃まで
③ 昭和 36 年 9 月 25 日から 38 年 7 月頃まで

申立期間について、これまで2回、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間①について、今回、新たに同僚の名前を思い出したので、再度、調査してほしい。

また、申立期間②及び③について、新たに提出する資料等はないが、勤務していたことは間違いないので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについて、申立期間①については、i) A社が加入していた健康保険組合の健康保険被保険者名簿により、申立人の健康保険被保険者資格の取得日が、厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和34年4月25日)と一致していることが確認できること、ii) 同社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、また、申立期間②については、i) オンライン記録により、B社は、36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において同社が適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 当時の同社の事業主及び事務担当者とは連絡が取れず、聴取できた同僚からは、申立人の当該期間に係る勤務実態等について証言が得られないことなどから、さらに、申立期間③については、i) C社が保管している健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の健康保険被保険者資格喪失日が36年9月25日であることが確認できる

こと、ii)同社に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について資料及び回答が得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「申立期間①及び③について、同僚の名前を思い出したので、調べてほしい。申立期間②については、新たな資料等はないが、再度調査してほしい。」と主張し、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、i)申立人が名前を挙げた同僚は、申立人の入社時期を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認できないこと、ii)上記同僚及び新たに連絡先が判明した同僚に照会したところ、いずれも「自分のA社における厚生年金保険への加入時期は入社してから、3か月後又は6か月後からだった。」と証言しており、申立期間当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかった状況がうかがえることなどから、また、申立期間②については、新たに連絡先が判明した同僚は、「申立人を知らない。B社は、退社時期に合わせて、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行っていた。」と証言していることなどから、さらに、申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、連絡先が判明した一人は、「申立人を知らない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間①について、新たに名前を思い出した同僚がいるので話を聞いてほしい。また、申立期間②及び③について、勤務していたことは間違いないので、再度、調査してほしい。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

申立期間①について、今回、申立人が新たに名前を挙げた同僚を含め、再度、改めて複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人から、申立人を含むA社の複数の従業員が写った写真（表面には、「1959.1.3」の日付、裏面には、撮影された従業員の姓が記載）が提出され、当該同僚は、「表面の日付は、撮影年月日である。申立人は、その時期、A社で一緒に働いていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、少なくとも当該時期に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該写真には、オンライン記録により、申立人と同日（昭和34年4月25日）に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も写っていることから、前回通知したとおり、申立期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行しておらず、申立人についても、入社と同時に被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③について、改めて同僚に照会したが、申立人の主張を裏付ける証言は得られず、新たな関連資料等の提示も無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 9 月まで
標準報酬月額が実際の給与額と異なっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社及びB社から給与が支給されていたところ、申立人から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（昭和 49 年分、50 年分及び 51 年分）、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書（49 年 8 月 1 日現在。同年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の給与額等が記載）、及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書（50 年 7 月 1 日現在。同年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月の給与額等が記載）により、申立人は、申立期間当時、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月から 51 年 7 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級の額（20 万円）であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月及び同年 9 月について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。上記所得税源泉徴収簿により、当該期間における社会保険料を検証した結果、保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超えていないと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月 24 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 29 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和 60 年 11 月 2 日から 61 年 3 月 30 日に退職するまで、A 社です
と働いていた。継続して勤務していたにもかかわらず、途中で記録が中断
していることに納得がいかない。記録の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間①を含む
昭和60年11月2日から61年3月28日までA社に勤務していたことは認められ
る。

しかし、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、
資格喪失日が昭和60年11月24日であると確認できるとともに、同年11月26日に
健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答している
上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る厚生年
金保険の適用について確認できない。

申立期間②について、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原
票によると、資格喪失日が昭和61年3月29日であると確認できるとともに、同
年3月31日に健康保険証が返納されていることが確認できる上、申立人に係る
雇用保険の離職日（同年3月28日）は、厚生年金保険被保険者資格喪失日に対
応している。

また、A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答している
上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間②に係る厚生年
金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。